

## 「愛知県感染防止対策協力金」の特例受付について（Q & A）

### 1. 特例受付の概要

#### 1-1. 誰が特例受付の対象ですか。

→県の営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者のうち、既に申請期間が終了した以下の3つの協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

	協力金名	申請期間	対象施設	対象エリア
I	愛知県感染防止対策 協力金 (11/29～12/17 実施分)	2020年12月21日～ 2021年2月1日	酒類を提供する 飲食店等	名古屋市 錦・栄地区の 一部
II	愛知県感染防止対策 協力金 (12/18～1/11 実施分)	2021年1月12日～ 2021年2月19日	酒類を提供する 飲食店等	愛知県全域
III	愛知県感染防止対策 協力金 (1/12～2/7 実施分)	2021年2月8日～ 2021年3月12日	1/12～1/17 酒類を提供する 飲食店等 ----- 1/18～2/7 飲食店等	愛知県全域

※ 過去に申請をしたことがある方は、交付・不交付にかかわらず、その期間の協力金について、申請することができません。

※ 4月・5月の休業要請、8月の営業時間短縮要請に対する協力金は、今回の特例受付の対象外です。

#### 1-2. 「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」は申請期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、申請期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか。

→過去に申請した事実があるため、協力金の交付・不交付に関わらず、「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」の協力金については、今回申請できません。一方、申請を行っていない「Ⅰ 11/29～12/17 実施分」及び「Ⅱ 12/18～1/11 実施分」については、申請が可能です。

#### 1-3. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

#### 1-4. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請にご協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的な営業時間の短縮については交付対象外です。

**1-5. 特例受付の申請と、「愛知県感染防止対策協力金（2/8～3/21 実施分）」の申請を、まとめて申請できますか。**

→「愛知県感染防止対策協力金（2/8～3/21 実施分）」とまとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

なお、「愛知県感染防止対策協力金(2/8～3/21 実施分)」の申請受付は4月23日(金)が期限です。

**1-6. 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合は、まとめて申請するのですか。**

→特例受付分として、1つの封筒に入れてまとめて申請してください。

**1-7. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。**

→申請期間は4月15日(木)から5月17日(月)(当日消印有効)までです。申請期限を過ぎた申請は、受け付けることができません。

**1-8. 申請書はどこで入手できますか。**

→県のウェブページからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手してください。

「Ⅰ 11/29～12/17 実施分」は茶色、「Ⅱ 12/18～1/11 実施分」は緑色、「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」は黄色のリーフレットです。なお、協力金のリーフレットは、前回受付時のものから変更はありません。

**1-9. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。**

→新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送としています。

**1-10. 業種別ガイドラインとは何ですか。**

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

**【飲食店関係のガイドラインの例】**

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

**1-11. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。**

→審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

## 2. 事業主体について

	協力金名	申請期間	対象施設	対象エリア
I	愛知県感染防止対策 協力金 (11/29～12/17 実施分)	2020年12月21日～ 2021年2月1日	酒類を提供する 飲食店等	名古屋市 錦・栄地区の 一部
II	愛知県感染防止対策 協力金 (12/18～1/11 実施分)	2021年1月12日～ 2021年2月19日	酒類を提供する 飲食店等	愛知県全域
III	愛知県感染防止対策 協力金 (1/12～2/7 実施分)	2021年2月8日～ 2021年3月12日	1/12～1/17 酒類を提供する 飲食店等 ----- 1/18～2/7 飲食店等	愛知県全域

### 2-1. I、II、III(1/12-17)の協力金の対象である中小企業者等とは何を指しますか。

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の各種法人も対象となります。

### 2-2. 中小企業の定義はなんですか。

→中小企業基本法における、各業種分類ごとの「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」の規定を満たす企業を指します。

なお、別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

※参考 URL [https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01\\_teigi.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm)

### 2-3. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→「III 1/12～2/7 実施分」のうち、1月18日から2月7日の期間については大企業も対象となります。

### 2-4. 対象エリアに店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

### 2-5. 営業時間短縮要請期間の途中で店舗を閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→営業時間短縮要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において、営業時間短縮に協力した日数となります。

**2-6. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。**

→重複申請防止のために、委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか相談の上、申請してください。

**3. 対象となる施設の種類と営業形態について**

**3-1. 営業時間短縮の要請を受けた施設とは何を指しますか。**

→以下のとおりです。

	協力金名	対象エリア	対象施設	短縮前の営業時間
I	愛知県感染防止対策協力金 (11/29～12/17 実施分)	名古屋市 錦・栄地区の一部	酒類を提供する飲食店等 ※飲食店営業許可が必須	従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業
II	愛知県感染防止対策協力金 (12/18～1/11 実施分)	愛知県全域	酒類を提供する飲食店等 ※飲食店営業許可が必須	従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業
III	愛知県感染防止対策協力金 (1/12～2/7 実施分)	愛知県全域	1/12～1/17 酒類を提供する飲食店等 ※飲食店営業許可が必須	従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業
			1/18～2/7 飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必須	従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業

**3-2. 喫茶店営業許可のみで営業する飲食店は協力金の交付対象になりますか。**

→喫茶店営業許可のみで営業している飲食店等は酒類を提供できない施設であるため、「酒類を提供する飲食店等」が対象である「I 11/29～12/17 実施分」、「II 12/18～1/11 実施分」については交付対象となりません。

一方、「III 1/12～2/7 実施分」のうち、「飲食店等」が対象である1月18日から2月7日の期間については、対象となります。

**3-3. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。**

→テイクアウトのみの店舗には営業時間短縮要請を行っていません。

**3-4. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。**

→コンビニエンスストアには営業時間短縮要請を行っていません。

#### 4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前の営業時間が、午前9時から午後5時までカラオケバーです。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前5時から午後9時（「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」のうち1月18日から2月7日の期間は午後8時）までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

4-2. 営業時間短縮の要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できない日があり、午前10時から午後10時まで営業しました。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間の短縮に応じた日数分を交付します。

4-4. 従前午前10時から午後8時までの営業としている店舗ですが、臨時に午後9時を越えて営業を行う予定の日がありました。この日を営業時間短縮した場合、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮要請期間中、臨時で午後9時（「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」のうち1月18日から2月7日の期間は午後8時）を越える営業を行う予定であった施設についても、午後9時（「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」のうち1月18日から2月7日の期間は午後8時）までに短縮すれば、その日は対象となります。

4-5. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合に対象となります。

4-6. 午後9時（「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」のうち1月18日から2月7日の期間は午後8時）までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーをその時間とすればよいですか。

→午後9時（「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」のうち1月18日から2月7日の期間は午後8時）までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

なお、酒類の提供について、1月18日から2月7日の期間は、ラストオーダーを午後7時までとし、午後8時までに閉店してください。

4-7. 従前、午後9時を越えて営業していた飲食店が、午後8時以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

**4-8. Ⅲの協力金について、従前午後8時を越えて営業していた「酒類を提供する飲食店等」が、1月18日から2月7日までの期間に、営業時間を短縮せずに、酒類の提供時間のみを午後7時までに短縮した場合は、協力金の交付対象となりますか。**

→交付対象にはなりません。

今回の要請は、施設内に人が集まる状態を可能な限り回避するため、施設の営業時間の短縮を要請するものであり、酒類の提供時間の短縮のみを要請するものではありません。

## **5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について**

**5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。**

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいて差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

**5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。**

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について (PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

**5-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。**

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

**5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。**

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

## 6. 他の協力金等の重複支給について

**6-1. 愛知県がこれまで実施している営業時間短縮要請に係る協力金（特例受付分を除く）の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。**

→これまでの休業要請、営業時間短縮要請に係る協力金（特例受付分を除く）の支給を受けた事業者も、交付対象となります。

**6-2. 国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。**

→交付対象となります。

**6-3. 国の一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金）において、「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店」は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。**

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、国の一時支援金の支給を受けることはできません。

**6-4. 他の都道府県の協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。**

→交付対象となります。

**6-5. 今回の協力金は課税対象となりますか。**

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのこと。

## 7. 申請書類について

### <申請書>

**7-1. 自らの法人番号が分からない場合は、どうすればいいですか。**

→国税庁の「法人番号公表サイト」にて、法人名での検索が可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

**7-2. 従業員数は法人全体の人数ですか。その施設のみ的人数ですか。**

→法人全体の従業員数を記入してください。

**7-3. 従業員数にはパート・アルバイトも含まれますか。**

→パート、アルバイトの人数は除いてください。また、役員についても除いてください。従業員数が0人の場合は、「0」と記入してください。

**7-4. 個人事業主の場合、申請書の申請者情報に記載する住所及び誓約書に記載する住所には、施設の住所と本人の住所のどちらを記載すればいいですか。**

→どちらも本人の住所(本人確認書類と同じ住所)を記載してください。

**7-5. 申請書の「営業許可書(証)の番号」欄には、何の番号を書けばよいですか。**

→営業許可証の右上、あるいは中段に記載されている「許可番号」を記載してください。

**7-6. 営業許可の有効期限(終期)の欄には何を記載すればよいですか。**

→営業許可証に記載されている有効期限の終期をそのまま記載ください。  
(「平成35年」等の改元前の記載も修正する必要はありません。)

**<確定申告書>**

**7-7. 直近の確定申告書とは何年度のものでしょうか。**

→令和2年度分を申告済みの場合は、令和2年度分をご提出ください。  
まだお済みでない場合は、令和元年度分をご提出ください。

**7-8. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え(写し)がない場合は、どうすればよいですか。**

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、写しを提出してください。

**7-9. 個人事業主の開業又は法人の設立後、申告時期が到来していないため、確定申告書を提出できない事業者は何の書類を提出すればよいですか。**

→次の代替書類を両方提出してください。

- ①個人事業主の開業届または法人の法人設立届の控え
- ②営業実績のある直近3か月間の月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)

**7-10. 税務署に開業届は提出済みだが、紛失してしまった場合はどうすればよいですか。**

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、写しを提出してください。

**7-11. 確定申告の申告時期未到来の個人事業主で、開業届を提出していない場合は、どうすればよいですか。**

→管轄の税務署に開業届を提出した上で、申請書に添付してください。



## ＜営業許可書＞

7-12. 「飲食店営業許可書(証)」「喫茶店営業許可書(証)」の代わりに、別の営業許可書(風営法関係の営業許可書・届出書等)を提出してもよいですか。

→営業時間短縮要請の対象が、「酒類を提供する飲食店等」の場合は「飲食店営業許可書(証)」の提出が必須となります。また、「飲食店等」の場合は「飲食店営業許可書(証)」又は「喫茶店営業許可書(証)」の提出が必須となります。

7-13. 複数施設について協力金を申請する場合、何枚の営業許可書(証)を提出すべきですか。

→複数施設分を申請する場合は、申請する施設全ての営業許可書(証)を提出していただきます。

7-14. 要請期間の途中で営業許可を更新している場合は、更新前・更新後のいずれを提出すればよいですか。

→要請期間の途中で営業許可を更新している場合は、更新前・更新後の両方の営業許可書(証)を提出してください。

## ＜その他＞

7-15. 「営業時間短縮の状況が分かる書類」として提出する「ホームページ画面の写しや貼紙やチラシの写真など」には、何が記載されていけばよいですか。

→次の項目が確認できる資料を提出してください。

- ・元々の営業時間、及び変更後の営業時間
- ・営業時間短縮を行った期間(始期・終期)
- ・酒類の提供時間(酒類を提供する飲食店等の場合)

県ホームページにて記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin7-8.html>

なお、複数施設分を申請する場合は、申請する施設全ての営業時間を短縮したことがわかる書類をご提出ください。

7-16. 本人確認書類の氏名や住所が、変更等により、申請者氏名・住所と一致しません。何か追加で提出すべきですか。(結婚等による改姓、外国籍の方の通名の使用、住所の変更など)

→本人確認書類の裏面に変更履歴が記載されていけば、裏面の写しも添付してください。

または、氏名や住所変更履歴の記載、本名と通名の併記のある住民票や戸籍謄本などを提出してください。

## 8. 提出書類の省略について

8-1. 複数の協力金を申請する場合、必要書類を省略できますか。

→省略できません。「Ⅰ 11/29～12/17 実施分」、「Ⅱ 12/18～1/11 実施分」、「Ⅲ 1/12～2/7 実施分」を、まとめて申請する場合であっても、申請書と各種必要書類(確定申

告書や営業許可証等)は、それぞれの協力金ごとに必要です。

## **9. Web申請書作成システムについて**

**9-1. これまでの協力金で用意されていたWeb申請書作成システムはないのですか。**

→特例申請では、Web申請書作成システムを用意しておりません。